江南村広報

発行所
大里郡江南村役場
電話（熊谷）2302

第7回臨時議会

議長に松本芳治氏

副議長に吉田義雄氏を選任
常任委員も改選、外七議案審議

第七回臨時村議会は十一月廿五日役場会議室で開かれ正副議長、常任委員の改選に続いて七議案が審議されました。

江南村議会
議長　松本芳治
副議長　吉田義雄
◎印は委員長
○印は副委員長

総務常任委員
◎杉田　弥平
○中島　儀市
吉田　義雄
吉野和三郎
小林　正
馬場　一衛

財務常任委員
◎高橋義四郎
○関口　久平
茂木　秋広
武政　定一
福田　茂

土木常任委員
◎新井　品吉
笠原　広治
○持田　紀一
小久保忠良
産業常任委員
◎水野　八郎
○新井　茂治
滝田　正雄
関口　吉造
野沢　宗一

一、江南村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例中一部を改正する条例設定について
二、江南村職員の給与に関する条例中一部を改正する条例設定について
三、常勤する特別職の給与条例中一部を改正する条例設定について
以上三件共県人事委員会の勧告による公務員の給与改定に伴うもので原案通り可決。
四、村各種委員構成員の報酬及費用弁償支給に関する条例中一部改正数年も前の規定を逐次改正原案通り決定
五、工場設置に伴う村有土地の売却処分の承認について
工場敷地として村有山林一二五二坪が売却に決定
六、昭和三十六年度江南村一般会計及特別会計追加予算
追加額一般会計
二一九七千八百円
〃　特別会計
一三六千二百円
原案通り可決

江南消防団表彰さる

無火災消防団として

江南村八千の皆様の防火心の賜で誠に同慶に堪えません。

村でも年次計画を立て防火水槽の設置、消防車の整備拡充に力を入れて戴いて居りますが当消防団も消火消防より防火消防をモットーに日夜精進して居ります。今回の表彰は埼玉県で羽生市と江南村のみでした。

今秋の火災予防運動中にも一番多い火災発生原因は煙突、かまどの不始末、タバコや石油コンロ電熱器などの取扱いの不注意の順におこっているといわれています。

これから火災期に入ります。どこまでも火の元には注意して無火災消防団として今期も過すことを期して団員和心団結って任務完遂にまい進すべく念願して居ります。

江南村消防団長

衛生委員の受賞

成沢衛生委員萩原貞之氏は十一月十六日県庁において多年勤続優良衛生委員として県知事より表彰になりました。お祝い申上げると共に益々御協力をお願いいたします。

国民年金の現況

国民年金の保険料納入が始まって半年を経過し、加入しなければならない人達の九九%の方々が保険料を納めております。

約四〇人の方々が未加入或は保険料が未納となっておりますが、この方々は将来一切の年金の受給権を失う訳でありますので早急な加入をお願いいたします。

現在受給中の老令、障害、母子の三福祉年金の年間受給額は二六五人で二百七十三万六千円で、年間納めて戴く保険料は二百七十七万円であり差引は僅かに保険料の方が多く来年度には受給額の方が多くなる予定です。年金も度々の改正により被保険者の福祉増進へ改善に改善が加えられ、有利に展開しております。

保険料を納めて戴いている方々も滞納することなく、自分のものでありますので一層の御努力をお願いいたします。

経済的な理由により保険料納入の困難な時は係まで御相談いただけば、免除等の手続もありますので無断滞納されることなかったが、六十五才に達すると希望により減額年金が支給されます。

ロ、配偶者のない婦女が孫又は弟妹と生計を共にしている場合は準母子年金が支給されます。

ハ、各種年金が保険料を一年以上納めて後発生した事故については年金が支給されます。

ニ、保険料を三年以上納めた人が死亡した時は年数に応じて死亡一時金が支給されます。

国民年金の一部改正

国民健康保険法の一部が改正され世帯主が精神病、結核により入院又は自宅療養の場合、医療費の七割を村と国でもち、本人の負担は三割となりました。

該当する方は極めて少数でありますが該当すると思われる方でご不審をお持ちの方は係りまでご相談下さい。

恵まれない人に愛の手を

健康で一九六一年終え新しい年を迎える準備の出来る方々は幸福です。

村内にも多くの老人世帯・病人世帯、母子世帯等があり暗い表情の内に、筆舌しく年の瀬を送らなければならない方々があります。

これらお気の毒な世帯の人に少しでも明るい年を迎えて戴くために、皆さん方の御協力をお願いいたします。

赤い羽根募金の御礼

去る十月実施いたしました赤い羽根募金運動につきましては各位の御協力により別掲の通りでありますので御礼申上げると共に御報告いたします。

字名	募金額
成沢	13040
三本	9.510
上田	4330
上切	7.050
下切	5.370
樋北	7.620
樋南	4.360
御新田	13.140
須広	4580
野原	5.940
小川	13.810
江	4.050
塩井	9.200
板柴	1.320
千代	3.290
試場所	21.00
験養	920
計	109.630

この寒空に焼け出されるなんて

身にしみる寒風、ひびきわたるサイレン、ことしも又、火災のシーズンがやってきました。こうした不幸を起かない為に、お宅の防火態勢はいかがですか。

一、先ず煙突を見ていただきましょう。大丈夫ですか？屋根から六〇糎以上突き出させて下さい。

二、かまど、コンロはヒビやかけているところがないかよく調べてみましょう。

三、火鉢、木製鉄製を問わずあまり火をつぎすぎるのは危険です。灰が十分入っているか、台、畳床などが熱くなっていないか、上からものが落ちてこないか十分に検討してみて下さい。

四、タバコが火事をおこすなんてちょっと考えられませんが、それが大ちがい、大変な曲者なんです。実に根気よくジリジリと燃えます。特に寝床の中の喫煙は非常に危険ですからやめて下さい。

五、こどもの火遊び・大人にしろ、こどもにしろいけません。まずマッチはこどもの手の届かぬところにしまいましょう。

六、外に残火、取灰、火消つぼ　電気器具等家庭の防火診断をいたしましょう。

財政報告 ②

国民健康保険特別会計……昭和三十五年度の決算見込額は才入約一一六八一千円、才出七九五五千円、差引残約三七二六千円が翌年度へ繰越される見込です。才入の割合は一般会計と同様国県からの交付金とみなさんの納付される保険税とがほぼ同額で全体の九割をしめています。

才出は医師に支払う給付費が大部分で約五八八二千円となっています。

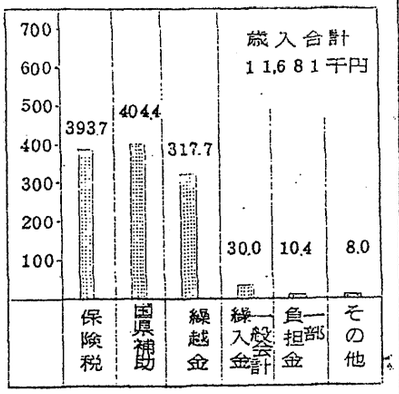

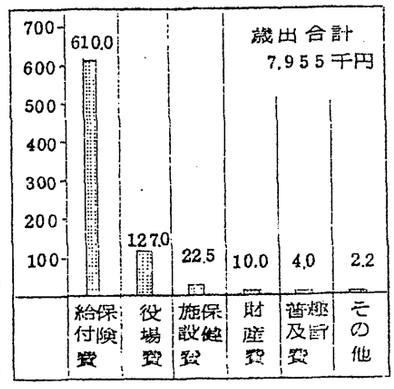

今月の納税

村民税　4期
保険税　4期
森林組合費　2期

農協合併問題について

農協合併のことについては県庁や農協連合会などが中心となって去年から全県的に運動を始め各村の農協を始め役場などに働きかけて県内各郡市を単位に説明会を開いて関係方面で寄々研究が進められて来ました。そして今年に入ってから県庁方面のすすめで郡単位に又各町村にも農協合併推進協議会が作られて研究をすると共にどんな方法で合併したらいいか検討が始められました。新聞等によって村内の皆さんは農協合併とはどんなものかそして又現在各町村でどのように進められているかその概略の様子は承知されて居られると思われますが江南村における現状をお知らせして今後皆さんが農協組合員として相談をしていただく資料としたいと思います。

わが江南村では去る五月村長を中心として議会議員区長両農協の理事監事に委員を委嘱して江南村農協合併推進協議会を結成しました。そして現在まで会合を開いて相談すると共に研究を続けて来ましたが去る十一月七日住民集会所に推進協議会の全員会議を開いて本村内農協の合併の方向を討議しました。色々貴重な意見が出された。結果は①村内の両農協は合併して一農協としたい。②合併の時期は昭和三十七年度中にされたい。ということに一致したのでこれから先は両農協が調査をして資産内容、財務状況を明かにした上で役員会を経て総会の決議に基いて合併される段取りとなるということです。

一番重要なことは如何にして組合員のために十分奉仕出来る農協とするか即ち今や日本農業は個々別々の農家の生産方式では所得倍増は望んでも無理だからもっともっと協同の精神をもって農協の力に依って増収を考えて行かなければならない。それが為には大きな立派な農協を作り組合員の農業経営の上に大いに役立たせようということなのです。従って村全体のことを毎々考え相談し合っている多勢の人達が会議の結果「そうすることが望ましい」と決めたのでぜひ共両農協の役員の方々には農協運営の責任者の立場からこの問題と真剣に取組んでいただき農民の負託に応えられますよう望んで止みません。そして裕福な明るい村作りをみんなの手でやろうではありませんか。

ものの見方

ときは刻々と移りゆき時代の波は激しくおそいかかってくる。

ものの見方、考え方も昔と今では可なりのギャップがあることは否定できない。

青年はいう、〃世はスピード時代であり、インスタント時代である〃と、昔のように一つのものに全精神を打込んでコツコツと精進するような若者は、確かに少なくなったと思う。その反面に、合理的、敏速に問題を解決しようとする傾向は伺える。

戦後の教育の利益が？そろ／＼顕現したかの感が強くみられる。

知識を注入式の教育から、理解式の教育への転換は、まさに民主教育の恩恵といわねばならない。しかし自主的に問題を理解するものが、全て良いとはいいかねる。

理解のもととなる思考能力、判断力に既成の知識のみでなく、豊かな教養とおおらかな人間味を加えたい。

世に真理といわれるものには、新しい古いの区別はない。むしろ古くして新しく、新しくして古いものが真理である。

人間として善を愛し悪を嫌うのは当然である。しかもその善の極まりが孝と解するならば、人としてこの世に生をうけ、親に教養を尽すことは、時代の新旧を問わず真理といわねばならない。

ともするとおろそかになり易い孝の道を考え、実践したいものである。孝の道に徹してこそ、新旧変ることのない、ものの見方、考え方も生じるものではなかろうか。

住民税の申告書は

今度の地方税法改正に伴い、村県民税について申告することを法律で義務づけられ納税者の方から申告書を提出してもらうことになりました。

昭和三十七年度分より所得税と同様に申告していただきます。

申告書を出していただきませんといろいろの控除がうけられません。申告書の提出期日は三月二十日までです。

期日後に提出しますと不利益の事がありますからわすれずに期日までに申告して下さい。

尚二月末日までに給与支払報告書を東葉所から提出する方は申告の必要はありません。

日本最古の板碑が江南村に在る

昭和十年一月に考古学者平野元三郎先生によって武蔵須賀広の嘉祿、寛喜の石塔婆が発見報告されて以来これが日本で現在第一位（嘉祿）第二位（寛喜）を占める古遺品である重要文化財である事が証明された。嘉祿年間の板碑は須賀広大沼の中島弁天様の側に建てられてあるもので頭部が低く平らの原始形であり弥陀三尊が陽刻されて非常に古い格調を帯びている。寛喜の板碑は現在南小学校の史料室に蔵められているもので三つに折れてはいるが大体原形を復原出来ることは幸でその高さは約七尺五寸という大きいものである。頭部の山形と二段の切込み、瓶部が残存している事は貴重であって特にその山形の低平であることは古さを十分物語るものである。

嘉祿の方はその文字読み得ない個所も相当あるが寛喜の刻銘は読み得る。曰く「若し重き業障有るも無生の浄土の因にて弥陀の願力にて安楽国に往生せん」という意である。

ともかくこの年代即ち嘉祿（今から七三二年前）寛喜（七二九年前）のものが同じ土地に存在していることは、その昔鎌倉時代関東武士の浄土宗信仰の厚かりしあらわれで、この附近に早く浄土信仰に随喜した武蔵武士の居住したことを想見するのである。この外にもやや押切宝憧寺）並に（上押切観音堂）それから文永の板碑（三本小柴宅）等もある。

最近文化財の研究をする者が非常に多くなりこれらの古遺品を研究調査に来村する人が相当多くなって来ている。古きをたずねて新しきを知ることは現代人としてふさわしいことと存じお閑暇の節御覧いただきたく広報でお願いいたします。

でんき事故をなくしよう

★★★★★

①あぶない電線近くの屋根修理や建築現場

電気はいつも何かをつたわって大地へ流れようとしています。屋根の修理やペンキ塗りのためトタン屋根に上り、屋根の上に通っている電線にふれるとたいへんです。

建築するときに電線が樹木や家屋との距離が少ないときは電力会社へご連絡下さい。電線の近くでの仕事は軍手や、ゴム靴をはき服装はきちんといたしましょう。

（当社では工事現場が高圧線に近いような場合は、ゴム管を無償でお取付いたしますから、お早めにお申出下さい。

②古くなった農電モーターのコードや不完全な屋内配線設備を改修して下さい。

電気は目に見えません。が一瞬の間に人の体や、雨どいをつたわって大地を通って電柱の変圧器のアースを昇って又人の体に交流の電気が流れて感電します。

樹木の伐採や、家屋を

児童によい本を

児童によい本を与えることは児童に正しい思想と、情操を与えることで将来健全な社会人として成長させる為めの培土であり、その土を培うのは親或は保護者の務めであります。

小さい時に読んだ或は見た本というものは、大きくなってから美しい想い出として永く記憶から消えず咲き続けるものです。

現在の児童はテレビ等マスコミの影響により人体の発達よりも精神の発育の方が先行している感があります。

老人のことをとしより子供と言いますが子供大人なのです。

児童の持っている本を見ると、圧倒的に多いようですがこれなどは親又は保護者が充分選択して与えるべきであります。

昔の児童と違って今の児童には夢が少ないのです。刹那に生きようとする児童が一人でもいたとしたら大変なことです。

正しい情操を身につけ身心共健全な児童として育てて戴きたいために、与えて読ませたい本を挙げてみました。

駄本を二冊与えるのでしたらよい本を一冊与えて下さい。

あなたのお子様は必ず立派な社会人として成長いたしましょう。

児童と共によい本を読んで話合って下さい。

◎　幼児用

ゴールド版六九みにくいあひるの子　一〇〇円

こどものとも　五〇円

こどもの絵本22　一〇〇円

ちいさいサンパン　五〇円

幼児ブックことり3　一五〇円

◎　小学低学年

ぼくらの生活記録

各学年用　二八〇円

◎　小学中級

坪田譲治童話教室3

びわの実　三五〇円

岩波少年少女文学全集　三五〇円

坪田譲治童話集　三五〇円

◎　小学上級中学生

新中国のあけぼの　三〇〇円

ザルデン動物文学全集7

バンビの子供たち　三五〇円

少年少女日本伝説全集2

関東編　四八〇円

虹の立たない国　二八〇円

銃砲の所持と狩猟の心得

東京電力では、農事用モーターの配線、コード、アース等について皆様のお宅を個別に訪問して診断を行なっております。

配線設備で不完全な処がございましたら、この際すぐに改修または、お取替をいただき安全な電気のご使用をお願いします。

取扱い方法または修理の方法等でおわかりにならない点がございましたらご遠慮なく東京電力へお問合せ下さい。

銃砲の所持と狩猟の心得

猟銃とか空気銃などの銃砲を所持するには、埼玉県公安委員会の許可を受けなければいけません。この許可を受けたい人はすぐ警察署又は駐在所において下さい。

但し十四才に満たない者や精神病者、心神耗弱者等には許可されない。

狩猟をするには銃砲許可証のほかに狩猟免許がなければ違反となります。

狩猟免許は満二十才以上の人で狩猟講習を受けてからでないと免許が貰えません。

江南村一帯は只今禁猟区になっていますから村内で鳥や獣をとることができません。

これらのことに違反すると処罰されますから御注意下さい。

又許可を受けて猟銃や空気銃を持っている人は銃砲をなくしたり盗まれたりしないよう事故を起さないよう取扱に注意して下さい。以上駐在所より